

飯田線における雨による速度規制区間内での速度超過について

本日7月20日（水）3時34分頃から、雨量計が規制値（連続降雨量150mm）に達したため、同線平岡駅～門島駅間で時速30キロメートル以下の速度規制を行いました。

6時55分頃、下り普通列車1503M（2両編成、約20名乗車、平岡駅6：53発、駒ヶ根駅9：39着、当該列車は平岡駅を5分遅れて発車）の運転士に対して、指令員が誤って「温田駅～門島駅間」と速度規制区間を通告したため、上記速度規制区間内のうちの「平岡駅～為栗駅間」の一部区間において、通常運転時の速度（時速57キロメートル）で運転したことにより、速度超過運転（最大で時速27キロメートルの超過）となりました。

なお本事象は、他の列車への徐行区間通告を無線で聞いた当該運転士が、確認のため指令に問い合わせたことにより判明しました。

【参考】

○発生区間：飯田線 平岡駅～為栗駅間 約2km

※平岡（ひらおか）駅：長野県下伊那郡天龍村

※為栗（してぐり）駅：長野県下伊那郡天龍村

